

令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、福祉・介護人材の緊急的な確保を図るため、介護福祉士養成施設等が行う福祉・介護人材確保対策事業に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該介護福祉士養成施設等に対し、令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱（令和2年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

- (1) 福祉・介護人材参入促進事業（実施要綱の第3の1の(2)のア及びウに限る。）
- (2) 潜在的有資格者等再就業促進事業（実施要綱の第3の2の(2)のアに限る。）
- (3) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、次の(1)及び(2)を比較していずれか低い方の額以内の額（ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 別表1に掲げる事業ごとの補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額の合計額
- (2) 総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の(1)及び(2)並びに別表2のとおりとする。

- (1) 令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 令和7年度収支予算（見込）書（第3号様式）

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事が認める補助事業の内容の軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、概算払により交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年4月15日のいずれか早い期日までに令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業実績報告書（第8号様式）に次の（1）及び（2）並びに別表2に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 令和7年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金精算書（第9号様式）
- (2) 令和7年度収支決算（見込）書（第10号様式）

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 福祉・ 介護人材 参入促進 事業	(1) 県内に設置される社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号若しくは第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下これらを「養成施設」という。） (2) その他知事が認める者（社会福祉士若しくは介護福祉士の職能団体又は福祉・介護サービスに係る施設若しくは事業所等の団体等）	（研修1回当たりの単価） 780 千円 なお、研修会場を借り上げた場合は、借り上げに要する経費として研修1回当たり185 千円を加算する。 ただし、1 補助対象者につき3 回を上限とし、複数の市町村において開催する団体を優先する。	実施要綱第3の1の（2）のアの事業を実施するのに要する経費（職員給与、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10
	(3) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）	（県社協が行う初任者研修受講費補助の実施に要する事務費） 792 千円 （県社協が行う初任者研修受講費補助の実施に要する事業費） 9,600 千円 （間接補助対象者1人当たりの上限額80 千円）	実施要綱第3の1の（2）のウの事業を実施するのに要する経費（職員給与、職員手当、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金及び補助金（間接補助対象者が初任者研修受講費及び教材費等として研修実施機関に支払った額に対する負担金及び補助金に限る。））	

2 潜在的 有資格者 等再就業 促進事業	(1) 養成施設 (2) その他知事が認める者(社会福祉士若しくは介護福祉士の職能団体又は福祉・介護サービスに係る施設若しくは事業所等の団体等)	(研修1回当たりの単価) 780 千円 なお、研修会場を借り上げた場合は、借り上げに要する経費として研修1回当たり 185 千円を加算する。	研修を実施するのに要する経費（職員給与、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	10/10
3 福祉・ 介護人材 キャリア パス支援 事業	(1) 養成施設 (2) その他知事が認める者(社会福祉士若しくは介護福祉士の職能団体又は福祉・介護サービスに係る施設若しくは事業所等の団体等)	(研修1回当たりの単価) 468 千円 なお、研修会場を借り上げた場合は、借り上げに要する経費として研修1回当たり 185 千円を加算する。	研修を実施するのに要する経費（職員給与、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	10/10

別表 2

申請書及び実績報告書に添付する書類（第 4、第 9 関係）

事業名	様 式	
1 福祉・介護人材参入促進事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 2
2 潜在的有資格者等再就業促進事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 3
3 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 4